

平成23年度及び平成24年度

九州農政局随意契約登録者名簿登録申請手引

九州農政局

〒860-8527 熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎
電話：(096) 353-3561

目 次

〔1〕 随意契約登録者名簿登録申請受付要領

- 1. 受付期間 2
- 2. 受付場所 2
- 3. 受付する契約の業種区分及び営業品目 3～6
- 4. 申請上の留意事項 7
- 5. 申請書提出後の変更等の届出 7

〔2〕 記載例

〔3〕 申請書様式等

随意契約登録者名簿登録申請書

随意契約登録者名簿登録申請書変更届

〔1〕 随意契約登録者名簿登録申請受付要領

平成23年度及び平成24年度において各地方農政局における物品の製造・販売等に係る随意契約の参加資格を得ようとする者の随意契約登録者名簿への登録申請の受付は、下記により行います。

記

1. 受付期間

1) 九州農政局に提出する場合

平成22年12月15日(水)～平成23年1月31日(月)

2) 九州農政局食糧部・管内事業(務)所及び農政事務所に提出する場合

平成22年12月15日(水)～平成23年1月14日(金)

注)・平成22年12月29日(水)から平成23年1月3日(月)及び土曜、日曜日及び祝日は、受付を行いませんので注意願います。

・締切日の前1週間程は特に混雑が予想され申請手続に時間を要することがありますので、なるべく早めに申請していただきますようご協力をお願いします。

2. 受付場所

1) 九州農政局総務部会計課調達係(内線4074)〔全て〕 受付時間 9:00～16:30

2) 九州農政局食糧部・管内事業(務)所〔全て〕 受付時間 9:00～16:30

3) 九州農政局管内農政事務所

〔物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け〕 受付時間 9:00～16:30

(注)・上記〔 〕内は、受付をする契約の種類を示します。

・九州農政局食糧部、管内各事業(務)所及び各農政事務所の受付場所については、別紙管内地方受付場所一覧を参照して下さい。

3. 受付する契約の業種区分及び営業品目

受付する契約の業種区分及び営業品目等は、次のとおりですが具体的には九州農政局の受付窓口へ問い合わせ願います。

1) 建設工事契約

コード番号	業種の区分	内 容
1	土木一式工事	土木工事業
2	建築一式工事	建築工事業
8	電気工事	電気工事業
9	管工事	管工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13	ほ装工事	ほ装工事業
17	塗装工事	塗装工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
24	さく井工事	さく井工事業
99	その他	大工工事業 左官工事業 とび・土工・コンクリート工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鉄筋工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 造園工事業 建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業

2) 物品の買受け契約

コード番号	営 業 品 目	説 明 (具体的事例)
401	立木竹	
402	その他	鉄屑回収、古紙回収等

3) 物品の製造契約

コード番号	営 業 品 目	説 明 (具体的事例)
101	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
102	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
103	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
104	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ(標体)等
105	フォーム印刷	
106	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
107	図書類	書籍、新聞、出版等
108	電子出版物類	CD-ROM等
109	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
110	車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
111	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
112	船舶類	
113	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
114	家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
115	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
116	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器 配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機 伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器 遠方監視装置、レーダー雨量装置等
117	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
118	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
119	医療用機器類	MR I、ベット等
120	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
121	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、 自動車検査用機械器具、林業用物品等
122	医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査 試薬、医療用ガス等
123	事務用品類	事務用品、文具等
124	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、 ヒューム管、道路標識、カーブミラー、 スノーポール等
129	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、 食料品、その他

4) 物品の販売契約

コード番号	営 業 品 目	説 明 (具体的事例)
201	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
202	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
203	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
204	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、プイ(標体)等
205	フォーム印刷	
206	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
207	図書類	書籍、新聞、出版等
208	電子出版物類	CD-ROM等
209	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
210	車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
211	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
212	船舶類	
213	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
214	家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
215	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
216	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
217	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
218	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
219	医療用機器類	MR I、ベット等
220	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
221	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
222	医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
223	事務用品類	事務用品、文具等
224	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
229	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他

5) 測量・建設コンサルタント等契約

コード番号	業種の区分	内 容
1	測量	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務
2	土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第2条に規定する土地家屋調査業務
3	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務
4	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務
5	計量証明	計量法（平成4年法律第51号）第2条に規定する計量証明業務
6	地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する地質調査業務
7	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する補償コンサルタント業務
8	その他	その他の業務

6) 役務の提供等契約

コード番号	営 業 品 目	説 明（具体的事例）
301	広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
302	写真・製図	写真撮影、製図、製本等
303	調査・研究	調査、研究、検査等
304	情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
305	翻訳・通訳・速記	翻訳・通訳・速記、筆耕等
306	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
307	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、設営等
308	賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
309	建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
310	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
311	車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
312	船舶整備	船舶の整備
313	電子出版	CD-ROM製作等
315	その他	医療事務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他

4. 申請上の留意事項

- 1) 申請書の提出部数は1部とし、九州農政局管内の受付窓口へ提出して下さい。
 なお、後日登録確認通知書を送付いたしますので、80円切手を1枚必ず提出して下さい。
 その際、封筒等に貼付するのではなく切手のみを提出願います。
 今回の受付期間以外にも随時受付を行いますが、その場合随意契約登録者名簿への登録が遅れる場合がありますので御了承願います。
- 2) 申請書の定期受付は隔年制となっておりますので、申請漏れがないように注意して下さい。
- 3) 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする年の1月1日（ただし決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日）とします。（なお、随時受付にあつては、申請日の属する月の初日を基準日とします。）
- 4) 申請書への記載は黒字ボールペンでわかりやすく記入願います。

5. 申請書提出後の変更等の届出

申請書提出後、その内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出して下さい。（添付書類については、下記のとおりです。）

なお、変更届は、別紙「随意契約登録者名簿登録申請書変更届」により受付窓口（随意契約登録者名簿登録申請書の提出先と同じ）へ1部提出して下さい。

記

変 更 事 項	添 付 書 類
廃業等の場合 ①登録を受けた者が死亡したとき ②法人が合併により消滅したとき ③法人が破産により解散したとき ④法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき並びに登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したとき	①当該事項変更届 ②登記簿謄本（又は抄本）（写）等
住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（必ずフリガナを付けてください。）	①当該事項変更届 <法人の場合> ②登記簿謄本（又は抄本）（写） <個人の場合で住所変更の場合> ③住民票（写） <個人の場合で氏名変更の場合> ④戸籍謄本（又は抄本）（写）
個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合	①当該事項変更届 ②登記簿謄本（又は抄本）（写） ③許可証明書（写）
電話番号等を変更した場合	当該事項変更届
許可・登録等の状況について変更があった場合	①当該事項変更届 ②許可・登録等の証明書（写）
営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号等に変更があった場合	①当該事項変更届 ②委任状（委任している場合で、名称・代表者に変更があった場合）